

育児・介護休業法の概要

育児のための両立支援制度

- (1) 育児休業 …………… 育児のために仕事を休める制度です。
- (2) 短時間勤務制度 …………… 短時間勤務(1日6時間)ができる制度です。
- (3) 所定外労働の制限 …………… 残業が免除される制度です。
- (4) 子の看護休暇 …………… 子どもの病気の看護などのために仕事を休める制度です。
- (5) 法定時間外労働の制限 …………… 残業時間に一定の制限を設ける制度です。
- (6) 深夜業の制限 …………… 深夜(午後10時～午前5時)の就労を制限する制度です。
- (7) その他の両立支援措置 …………… 仕事と育児の両立のために設けられたその他の制度です。
- (8) 転勤の配慮 …………… 育児期の従業員の転勤に一定の配慮を求める制度です。
- (9) 不利益取扱いの禁止 …………… 上記制度を利用した従業員への不利益な取扱いを禁じる制度です。

介護のための両立支援制度

- (1) 介護休業 …………… 介護のために仕事を休める制度です。
- (2) 短時間勤務制度等の措置 …………… 短時間勤務などができる制度です。
- (3) 介護休暇制度 …………… 介護などの必要がある日について仕事を休める制度です。
- (4) 法定時間外労働の制限 …………… 残業時間に一定の制限を設ける制度です。
- (5) 深夜業の制限 …………… 深夜(午後10時～午前5時)の就労を制限する制度です。
- (6) 転勤の配慮 …………… 家族の介護をする従業員の転勤に一定の配慮を求める制度です。
- (7) 不利益取扱いの禁止 …………… 上記制度を利用した従業員への不利益な取扱いを禁じる制度です。

育児・介護休業法に関する情報は、厚生労働省のHPで紹介しています

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2009/07/tp0701-1.html>

育児・介護休業等に関するお問い合わせは、最寄りの都道府県労働局雇用均等室へ

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	富山	076-432-2740	島根	0852-31-1161
青森	017-734-4211	石川	076-265-4429	岡山	086-224-7639
岩手	019-604-3010	福井	0776-22-3947	広島	082-221-9247
宮城	022-299-8844	山梨	055-225-2859	山口	083-995-0390
秋田	018-862-6684	長野	026-227-0125	徳島	088-652-2718
山形	023-624-8228	岐阜	058-245-1550	香川	087-811-8924
福島	024-536-4609	静岡	054-252-5310	愛媛	089-935-5222
茨城	029-224-6288	愛知	052-219-5509	高知	088-885-6041
栃木	028-633-2795	三重	059-226-2318	福岡	092-411-4894
群馬	027-210-5009	滋賀	077-523-1190	佐賀	0952-32-7218
埼玉	048-600-6210	京都	075-241-0504	長崎	095-801-0050
千葉	043-221-2307	大阪	06-6941-8940	熊本	096-352-3865
東京	03-6893-1100	兵庫	078-367-0820	大分	097-532-4025
	03-3512-1611	奈良	0742-32-0210	宮崎	0985-38-8827
神奈川	045-211-7380	和歌山	073-488-1170	鹿児島	099-222-8446
新潟	025-234-5928	鳥取	0857-29-1709	沖縄	098-868-4380